

諮問番号：諮問第 304 号

答申番号：答申第 304 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県久留米県税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）及び福岡県税条例（昭和 25 年福岡県条例第 36 号。以下「条例」という。）の規定による自動車税種別割賦課決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 審査請求人が所有する自動車（以下「本件自動車」という。）については、令和 6 年 10 月 9 日に自動車検査登録制度に係る自動車検査証の有効期限が切れ、ナンバープレートを外して保管していたものであるが、自動車税の納付方法を口座振替にしていたため、令和 7 年 6 月 2 日に自身の口座から 22,500 円が引き落とされた。
- (2) 口座振替でない場合には、自動車検査証の有効期限が切れていても、6 か月未満の場合には納税通知書が送付され、納税を促すことがあると聞いているが、その場合は、納税者自身が自動車税を納付し、又は納付しないことを自由意思で決めることができる。

しかしながら、口座振替の場合は、登録した口座から自動車税が勝手に引き落とされることになる。納税者自身の意思決定によらずに、納税の義務がないにもかかわらず、税金を徴収されるという状況が発生しており、平等性、公平性に欠けると強く怒りを感じている。

- (3) したがって、本件処分に係る課税の取消し及び納付済みの自動車税全額の返金を請求する。

2 審査庁の主張の要旨

法第 146 条第 1 項及び条例第 48 条第 1 項は、自動車税は、自動車に対し、当該自動車の所有者に種別割によって、当該自動車の主たる定置場所在の県が課する旨を定めている。

そして、審査請求人は、令和 7 年 4 月 1 日現在において、本件自動車の所有者である以上、本件自動車に課税される自動車税種別割の納税義務を負っている。

したがって、処分庁が本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、口座振替でない場合は、自動車税を納付し、又は納付しないことを自由意志で決めることができる旨を主張しているが、納税義務は法令の定める課税要件の充足によって成立し、本件処分は、当該義務の内容を確定するものであるところ、当該主張は、本件処分の違法性又は不当性の判断に影響するとは認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は理由がないものであり、棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が本件処分を行ったことに違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

1 本件処分の違法性又は不当性

(1) 法第 146 条第 1 項及び条例第 48 条第 1 項は、自動車税は、自動車に対し、当該自動車の所有者に種別割によって、当該自動車の主たる定置場所在の県が課する旨を定めている。

(2) また、令和 7 年 4 月 1 日時点で、審査請求人は、本件自動車を所有していることが認められる。

審査請求人は、令和 7 年 4 月 1 日時点において、本件自動車の所有者である以上、本件自動車に課税される自動車税種別割の納税義務を負っている。

したがって、処分庁が本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

2 なお、審査請求人は、口座振替でない場合は自動車税を納付し、又は納付しないことを自由意思で決めることができる旨を主張しているが、納税義務は、法令の定める課税要件の充足によって成立し、本件処分は、当該義務の内容を確定するものである

ところ、当該主張は、本件処分の違法性又は不当性の判断に影響するとは認められない。

3 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年11月28日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和8年2月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

1 (1) 法第146条第1項及び条例第48条第1項は、自動車税は、自動車に対し、当該自動車の所有者に種別割によって、当該自動車の主たる定置場所在の県が課する旨を定めている。

また、法第177条の8及び条例第57条の6において、種別割の賦課期日は、4月1日とする旨が定められている。

(2) 審査請求人は納税方法としての口座振替の選択について主張しているが、令和7年4月1日時点で審査請求人が本件自動車を所有している以上、本件自動車に課税される令和7年度分の自動車税種別割の納税義務があることは明らかである。

よって、処分庁が本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

2 そのほか、本件処分に至る手続をみても、違法又は不当な点は認められず、本件処分に影響を与える事情もないので、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 井上 禎 男

委員 井手上 治 隆

委員 森 美知子